マンスリー・レポート

ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債

追加型投信／海外／債券　　作成基準日：2026年09月30日

ファンド設定日：2007年02月20日　　日経新聞掲載名：FW興債

基準価額・純資産総額の推移（円・億円）

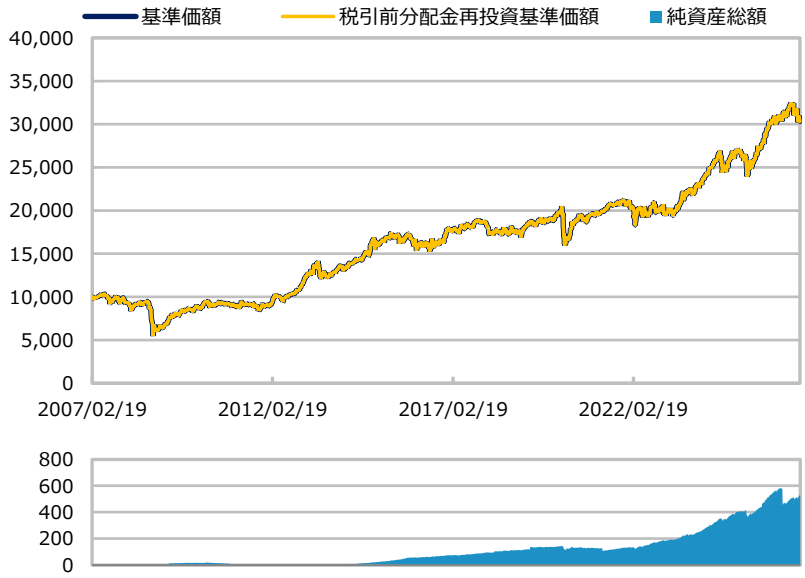

■ グラフは過去の実績を示したものであり将来の成果をお約束するものではありません。
■ 基準価額は信託報酬控除後です。信託報酬は後述の「ファンドの費用」をご覧ください。

基準価額・純資産総額

	当月末
基準価額（円）	30,320
純資産総額（百万円）	52,032

■ 基準価額は10,000口当たりの金額です。

騰落率（税引前分配金再投資）（%）

	基準日	ファンド
1ヵ月	2026/08/31	-4.7
3ヵ月	2026/06/30	-6.4
6ヵ月	2026/03/31	-0.2
1年	2025/09/30	7.8
3年	2023/09/29	35.6
5年	2021/09/30	46.0
設定来	2007/02/20	203.2

■ ファンドの騰落率は税引前分配金を再投資した場合の数値です。
■ 換金時には税金等の費用がかかる場合があります。
■ 騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。

最近の分配実績（税引前）（円）

期	決算日	分配金
第16期	2022/09/26	0
第17期	2023/09/25	0
第18期	2024/09/25	0
第19期	2025/09/25	0
第20期	2026/09/25	0
設定来		0

※ 分配金は10,000口当たりの金額です。過去の実績を示したものであり、将来の分配をお約束するものではありません。
※ 決算日は、毎年9月25日（休業日の場合は、翌営業日）です。

資産構成比率（%）

	当月末
外国債券ファンド	98.6
現金等	1.4
合計	100.0

※ 外国債券ファンドの正式名称は「ピムコ バミューダ トラスト Ⅱ - ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド クラスS」です。
※ 現金等にはキャッシュ・マネジメント・マザーファンドを含みます。

※ この資料の各グラフ・表に記載されている数値は、表示桁未満がある場合は四捨五入して表示しています。
※ この資料に記載されている構成比を示す比率は、注記がある場合を除き全てファンドの純資産総額を100%として計算した値です。

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

SMBC 三井住友DSアセットマネジメント

ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債

追加型投信／海外／債券　　作成基準日：2026年09月30日

※ このページはパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（PIMCO）から提供を受けたデータおよび情報を基に記載しています。基準価額騰落率は「ピムコ バミューダ トラスト Ⅱ - ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド クラスS」、そのほかは「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド（M）」の情報です。

基準価額騰落率（%）

期間	基準価額	ベンチマーク
1ヵ月	-5.0	-4.9
3ヵ月	-7.3	-7.1
6ヵ月	-0.6	-0.6
1年	-	-
3年	-	-
5年	-	-
設定来	-2.0	-1.9

※ 騰落率は実際の投資家利回りとは異なります。
※ 過去の実績は、将来の運用結果を約束するものではありません。
※ ベンチマークはＪＰモルガンＥＭＢＩグローバル・ダイバーシファイド（円ベース）です。
※ 設定来は2026年1月13日を基準として算出しています。

ファンド特性値

デュレーション（年）	6.3
平均格付け	BBB+
直接利回り（%）	6.6
最終利回り（%）	8.4

※ デュレーションとは「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標です。「金利変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、この値が長いほど金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。
※ 格付分類基準はS&P社、ムーディーズ社、フィッチ社のものを原則とし、S&P社の表記方法で表示しています。格付会社により格付けが異なる場合は最も高いものを採用しています。
※ 平均格付けとは、指定投資信託証券が保有している債券に係る信用格付けであり、当ファンドに係る信用格付けではありません。
※ ファンドの最終利回りおよび直接利回りは実際の投資家利回りとは異なります。

組入上位5銘柄（%）　（組入銘柄数 675 ）

	銘柄	国名	クーポン	償還日	比率
1	EAGLE FUNDING LUXCO SARL SR UNSEC REGS	メキシコ	5.500	2030/8/17	1.6
2	TITULOS DE TESORERIA	コロンビア	11.750	2035/1/24	1.4
3	REPUBLIC OF ARGENTINA	アルゼンチン	3.500	2041/7/9	1.3
4	PEMEX SR UNSEC	メキシコ	7.690	2050/1/23	1.1
5	GUATEMALA GOVT BOND REGS	グアテマラ	4.875	2028/2/13	1.1

※ 比率はピムコ エマージング ボンド インカム ファンド（M）の純資産総額対比です。

組入上位5通貨（%）

		当月末
1	アメリカドル	96.3
2	ナイジェリアナイラ	1.0
3	トルコリラ	0.9
4	エジプトポンド	0.9
5	ブラジルレアル	0.6

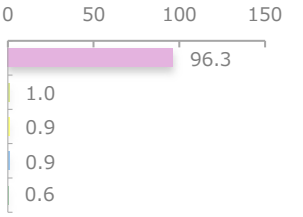

※ 比率はピムコ エマージング ボンド インカム ファンド（M）の純資産総額対比です。

種別構成比率（%）

	当月末
新興国債券	81.8
ハイ・イールド債券	0.0

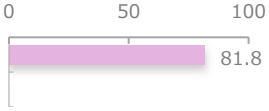

※ 比率はピムコ エマージング ボンド インカム ファンド（M）の純資産総額対比です。

組入上位5ヵ国（%）

		当月末
1	メキシコ	5.9
2	南アフリカ	5.1
3	インドネシア	5.0
4	コロンビア	5.0
5	アラブ首長国連邦	4.3

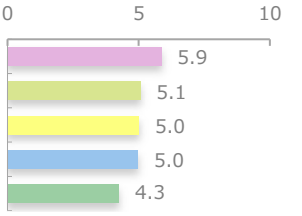

※ 比率はピムコ エマージング ボンド インカム ファンド（M）の純資産総額対比です。

格付構成比率（%）

	当月末
A以上	25.1
BBB	40.3
BB	4.3
B	22.9
CCC以下	4.8
NA	0.0

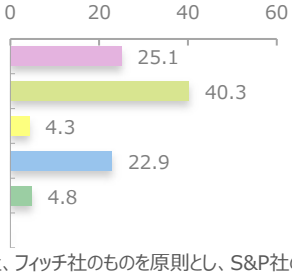

※ 格付分類基準はS&P社、ムーディーズ社、フィッチ社のものを原則とし、S&P社の表記方法で表示しています。格付会社により格付けが異なる場合は最も高いものを採用しています。
※ NAは格付機関からの開示がないことをあらわしています。
※ 比率はピムコ エマージング ボンド インカム ファンド（M）の純資産総額対比です。

最終ページの「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債

追加型投信／海外／債券　　作成基準日：2026年09月30日

※ このページはパシフィック・インベストメント・マネジメント・カンパニー・エルエルシー（PIMCO）から提供を受けたデータおよび情報を基に記載しています。基準価額騰落率は「ピムコ バミューダ トラスト Ⅱ - ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド クラスS」、そのほかは「ピムコ エマージング ボンド インカム ファンド（M）」の情報です。

マーケットおよび運用状況コメント

＜市場動向＞

当月のエマージング債券市場は下落しました。（米ドルベース）

エマージング債券市場では、FRB（米連邦準備制度理事会）による利上げ観測の高まりを背景に米国債利回りが上昇したことや、中東情勢の緊迫化を受けて投資家のリスク回避姿勢が強まったことなどから、スプレッド（米国債に対する上乗せ金利）は拡大しました。米国債利回りの上昇とスプレッドの拡大がマイナス要因となり、エマージング債券市場は下落しました。

＜運用状況＞

ベンチマークとの比較では、コロンビアなどへの積極姿勢がプラス要因となった一方、アルゼンチンへの積極姿勢や金利戦略がマイナスとなったことなどを背景にベンチマークを下回りました。

＜見通しと方針＞

2026年の世界経済は、AI投資の継続や資産効果等を背景に底堅さが維持される一方、中東情勢に起因するエネルギー供給ショックにより、成長の下振れリスクとインフレ上振れリスクが同時に意識される見通しです。インフレは短期的にエネルギー価格の影響を受ける可能性があるものの、限定的な財政余力や景気抑制的な金利水準を背景に、持続的な上昇リスクは限定的となる見込みです。金融政策は、追加的な引き締め余地は限られ、成長下振れ局面では中立的から緩和的方向へと進む可能性が高いとみています。

エマージング諸国は、先進国に比べて全体的に対GDP（国内総生産）での債務比率が低く、バランスシートの安定性が維持されており、ファンダメンタルズ（基礎的条件）は良好です。一方、地政学リスクや関税政策などの不確実性がエマージング諸国に与える影響を注視していきます。一部の国はバリュエーション（投資価値評価）やテクニカル面から魅力的であり、選別的に投資機会を捉えていく方針です。

こうした見通しの下、比較的強固なバランスシートに加え、ホルムズ海峡を経由しない代替輸送ルートを有していることから、地政学リスクを踏まえても相対的に良好な投資環境にあると考えるアラブ首長国連邦等を積極姿勢とします。一方、財政赤字が拡大しており、長期的なクレジットリスクへの懸念があるサウジアラビア等を消極姿勢とします。

※ 作成時点のものであり、将来の市場環境の変動等をお約束するものではありません。

ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債

追加型投信／海外／債券　　作成基準日：2026年09月30日

投資方針

○ 投資信託証券への投資を通じて、主として新興国の公社債へ投資します。
○ 投資する投資信託証券は、新興国の公社債を主要投資対象とし、アクティブ運用を行うことを基本とするものとします。
○ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

※ 指定投資信託証券の選定、追加または入替えについては、ＳＭＢＣグローバル・インベストメント＆コンサルティング株式会社からの助言を受けます。
※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

■ 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
■ 運用の結果として信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。
■ 投資信託は預貯金と異なります。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
■ 当ファンドの主要なリスクは、以下です。

■ 価格変動リスク

ＳＭＢＣファンドラップ・シリーズの各ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的に株式、債券、ＲＥＩＴ、コモディティ等の値動きのある有価証券等に投資します。実質的な投資対象である有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。

■ 流動性リスク

ＳＭＢＣファンドラップ・シリーズの各ファンドの実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

■ 債券投資のリスク

＜金利変動に伴うリスク＞
投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。
＜信用リスク＞
投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

■ 外国証券投資のリスク

＜為替リスク＞
ＳＭＢＣファンドラップ・シリーズで実質的に外貨建資産へ投資を行うファンドは、為替変動のリスクが生じます。また、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。
＜カントリーリスク＞
投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債

追加型投信／海外／債券　　作成基準日：2026年09月30日

投資リスク

■ 外国証券投資のリスク

＜新興国への投資のリスク＞

新興国は、先進国と比べて経済状況が脆弱であるとされ、政治・経済および社会情勢が著しく変化する可能性があります。想定される変化としては、次のようなものがあります。

・ 政治体制の変化
・ 社会不安の高まり
・ 他国との外交関係の悪化
・ 海外からの投資に対する規制
・ 海外との資金移動の規制

さらに、新興国は、先進国と比べて法制度やインフラが未発達で、情報開示の制度や習慣等が異なる場合があります。この結果、投資家の権利が迅速かつ公正に実現されず、投資資金の回収が困難になる場合や投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない可能性があります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、新興国の発行体が発行する債券では、先進国の発行体が発行する債券に比べて、デフォルトが起きる可能性が相対的に高いと考えられます。デフォルトが起きると債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

■ その他のリスク

ＳＭＢＣファンドラップ・シリーズが投資対象とする国内籍の指定投資信託証券が投資対象とするマザーファンドで、当該マザーファンドに投資する他のベビーファンドで解約申込みがあった際に、当該マザーファンドに属する有価証券を売却しなければならない場合があります。この場合、市場規模、市場動向によっては当該売却により市場実勢が押し下げられ、当初期待されていた価格で売却できないこともあります。この際に、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、ＳＭＢＣファンドラップ・シリーズが投資対象とする外国籍の指定投資信託証券や、当該投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動があり、当該投資信託証券において売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

○ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

○ 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

○ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

● ファンドのお申込みに関しては、クーリング・オフ制度の適用はありません。

● ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債

追加型投信／海外／債券　　作成基準日：2026年09月30日

お申込みメモ
購入単位
お申込みの販売会社にお問い合わせください。
購入価額
購入申込受付日の翌々営業日の基準価額
購入代金
販売会社の定める期日までにお支払いください。
換金単位
お申込みの販売会社にお問い合わせください。
換金価額
換金申込受付日の翌々営業日の基準価額
換金代金
原則として、換金申込受付日から起算して６営業日目からお支払いします。
申込不可日
申込受付日または申込受付日の翌営業日が以下のいずれかに当たる場合には、購入・換金のお申込みを受け付けません。 ● ニューヨーク証券取引所の休業日
信託期間
無期限（2007年２月20日設定）
決算日
毎年９月25日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配
年１回決算を行い、分配方針に基づき分配金額を決定します。（委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。） 分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して５営業日目までにお支払いいたします。 分配金自動再投資コース： 原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。 ※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。
課税関係
課税上は株式投資信託として取り扱われます。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
注記
当ファンドはSMBCファンドラップ専用ファンドです。

ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債

追加型投信／海外／債券　　作成基準日：2026年09月30日

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

○ 購入時手数料
ありません。

○ 信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

○ 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に以下の率を乗じた額とします。運用管理費用（信託報酬）は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。
なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日と毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。
＜信託報酬率およびその配分、実質的な負担＞
実質的な負担は、作成基準日時点における有効な投資信託説明書（交付目論見書）に記載のある以下ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）に基づき記載しています。指定投資信託証券、もしくはその運用管理費用（信託報酬）が変更となった場合には、実質的な負担も変更となる場合があります。

ファンド名	信託報酬率	配分（税抜き）			投資対象とする投資信託	実質的な負担
		委託会社	販売会社	受託会社		
ＦＷ新興国債	年0.231％（税抜き0.21％）	年0.15％	年0.03％	年0.03％	年0.55％程度	年0.781％（税抜き0.76％）程度

※ 上記の配分には別途消費税等相当額がかかります。
※ ファンドの指定投資信託証券の運用管理費用（信託報酬）は、料率が把握できる費用の合計であり、上記以外の費用がかかる場合があります。また、年間最低報酬額や取引ごとにかかる費用等が定められている場合があるため、純資産総額の規模や取引頻度等によっては、上記の料率を上回る場合があります。

支払先	役務の内容
委託会社	ファンドの運用およびそれに伴う調査、受託会社への指図、基準価額の算出、法定書面等の作成等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

○ その他の費用・手数料
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
- 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
- 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
- 資産を外国で保管する場合の費用　　等

※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債

追加型投信／海外／債券　　作成基準日：2026年09月30日

税金

分配時

所得税及び地方税　配当所得として課税　普通分配金に対して20.315%

換金（解約）時及び償還時

所得税及び地方税　譲渡所得として課税　換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※ 法人の場合は上記とは異なります。
※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	ファンドの運用の指図等を行います。 三井住友DSアセットマネジメント株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第399号 加入協会　：一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 ホームページ　：　https://www.smd-am.co.jp コールセンター　：　0120－88－2976　［受付時間］午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）
受託会社	ファンドの財産の保管および管理を行います。 三井住友信託銀行株式会社
販売会社	ファンドの募集の取扱い、購入後の口座内での管理、解約等の事務を行います。

ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債

追加型投信／海外／債券　　作成基準日：2026年09月30日

販売会社

販売会社名		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人日本ＳＴＯ協会	備考
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	○	

当資料のご利用にあたっての注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に関し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。